

平成十七年一月二十一日提出
質 問 第 四 号

小規模作業所に関する質問主意書

提出者 中根康浩

小規模作業所に関する質問主意書

障害を持つ人たちが働く小規模作業所は今や全国に約六千箇所と急増している。利用者は約八万人ともいわれ、障害を持つ人たちの重要な活動拠点となっている。

従って、次の事項について質問する。

小規模作業所の法律上の位置付けについて

多くの障害者にとって、重要な拠り所となっているにもかかわらず、「小規模作業所」には法律上の位置付けがないため、補助金を受けている作業所は全体の約1/3程度に過ぎず、厳しい運営を余儀なくされている。障害を持つ人たちの多くは、バリアフリーの環境さえ整えば、就労や社会参加は可能であり、かつ、それを希望している。厚生労働省は、社会福祉法人格取得の要件を緩和することを検討しているとも聞いている。今後、障害者の自立支援の拠点となる「小規模作業所」も現状のまま社会福祉法人格の取得が可能で、運営に対する補助金も「小規模通所授産施設」同様に交付されると考えてよいのか、政府の見解を答弁されたい。

右質問する。